



自転車はくるまのなかま!

覚えて守ろう! 自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



右側通行は
ダメ!



道路標識で認められている場合などは、例外として自転車で歩道を通行することができます。ただし、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行しなければいけません。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



信号には従う
義務があります。



交差点では、他の車両や歩行者に注意して、安全に進行しなければいけません。

3 夜間はライトを点灯

夜間、ライトを点灯しないと前方の安全確認が十分にできません。車や歩行者からも見えにくく、事故の原因にもなります。



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用

※令和4年4月27日公布の改正道路交通法において、ヘルメットの着用が努力義務化されました。

自転車事故の致命傷は頭部の損傷が大半を占めています。すべての人が、命を守るヘルメットを着用しましょう。



CHECK! 自転車指導啓発重点地区・路線

各警察署ごとに、自転車の通行量、交通事故の発生状況、住民の皆さんからの要望等を踏まえ、交通指導取締りや啓発活動を重点的に行う、自転車指導啓発重点地区・路線を選定しています。

あなたがお住まいの地域の重点地区・路線はコチラ

CHECK!





入っていますか?

自転車保険

ある日突然、あなたが自転車事故の加害者になってしまうかもしれません…
事故が起こってしまう前にしっかり備えておきませんか?



未成年のお子さまが自転車に乗る際は、**保護者の責任で**自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。



保護者の方も自転車に乗る際は、自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

高額賠償事例

加害者になってしまうと、高額な賠償金が生じることがあります。

男子小学生が女性と衝突。
女性が意識不明となり、
事故を起こした小学生の母親
に9,521万円の賠償を命令

賠償額 **約9,500万円**

神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決

実際にこのような事故が起っています!

死傷者の半数以上は未成年の被害者です。

兵庫県では自転車保険の加入は義務です!

ひょうごのけんみん自転車保険制度 (自転車総合保険) (傷害総合保険)

兵庫県交通安全協会では兵庫県民の皆さまにご利用いただける自転車保険をご用意しました。
自転車に乗られる方で、自転車保険未加入の方は今すぐお申込みを!

入会簡単!

ネットで24時間受付。
ホームページより簡単にご入会できます。

家族全員をサポート!

どのプランも、ご家族全員が賠償責任補償保険金額1億円以上と示談交渉サービス(国内のみ)の対象となります。

年齢制限なし!

詳しくは下記のホームページをご確認ください

ひょうごのけんみん自転車保険

検索

モバイルはこちら



お問い合わせ先

【受付時間】

平日：午前9時～午後5時

ご加入を希望される方
契約変更・口座振替に関する
お問い合わせは…**幹事取扱代理店**

保険の内容に関する
お問い合わせは…**引受保険会社**

一般社団法人 自転車安全対策協議会 事業部
〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北1番21号

0570-031965

WEB上のお問い合わせフォームからも照会いただけます。
ご照会の内容にメールにてご回答いたします。

スマートフォンの方はこちらから



損害保険ジャパン株式会社
神戸支店 法人第一支社
〒650-8501 神戸市中央区栄町通3-3-17
損保ジャパン神戸ビル

TEL 078-333-2640

FAX 078-333-2674

○取組団体 一般財団法人 兵庫県交通安全協会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目5番14号

一般財団法人 兵庫県交通安全協会

5/22-11515 (2022/12/06)